

クレジットカード払込規定

保険契約者である私（以下「私」という）は、貴社が定めるクレジットカード払込規定に同意したうえで、新規の生命保険契約の保険料および新規の生命保険契約が成立後に既契約の保険料をクレジットカードにより払込むことを申込みます。

1. 私は、貴社と締結した生命保険契約の保険料を私が指定する私名義のクレジットカード（以下「指定カード」という）で指定カード発行会社の会員規約に基づいて払込みます。なお、指定カードは貴社が指定するカード発行会社の発行するクレジットカードを指定します。
2. 私から貴社へ申し出をしない限り、前項と同様に指定カード発行会社の会員規約に基づいて継続して保険料を払込みます。保険料の払込みにあたっては、貴社が指定カードの有効性および保険料が利用限度額内であること等を確認したうえで、払込期間中の貴社の定めた日に、払込みがあったものとみなすことに同意します。
3. 前項により、貴社が指定カード発行会社へ保険料の請求ができなかった場合は、保険料の払込みがなかったものとして取り扱われることに同意します。この場合、その翌月に貴社が保険料を請求したときに、月払契約は前月分とあわせて2ヵ月分の保険料、年・半年払契約は同一保険料を払込みます。
4. 払込期月の翌月の請求において、払込むべき保険料の請求ができなかった場合で、かつ普通保険約款に定める猶予期間満了日までに保険料を払い込まなかった場合には、カード払込みの取扱いを停止されても差し支えありません。
5. 貴社が指定カードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、保険料の払込みはなかったものとして取扱われることに同意します。
 - (1) 貴社が指定カード発行会社より保険料相当額を領収できないこと
 - (2) 私が指定カード発行会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
6. 前項の場合、私は貴社に保険料を直接請求されても異議を申し立てません。
7. 同一の指定カードにより、複数の生命保険契約の保険料を払込む場合、生命保険契約の払込みの順序を指定できないことに同意します。
8. 私が指定カードを変更する場合には、あらかじめ貴社に通知のうえ、定められた手続きをとります。
9. 指定カードの会員番号・有効期限が変更となった場合や、会員資格を喪失した場合には、私はすみやかに貴社に通知します。また、私に事前の通知なしに新しい会員番号や有効期限が指定カード発行会社より貴社に通知されても異議を申し立てません。
10. 指定カード発行会社により、私が貴社に届け出た会員番号・有効期限が更新された場合であっても保険料を異議なく払込みます。
11. 会員資格喪失等により、指定カード発行会社から指定カードによる保険料の払込契約を解除されても異議を申し立てません。
12. 私の都合により、指定カードによる保険料払込みから他の保険料払込方法に変更する場合には、貴社に連絡し、貴社の定める方法で変更手続きを行います。
13. 指定カードで払込んだ保険料については、貴社発行の領収証は請求しません。
14. 私が住所（通信先）を変更したときは、ただちに貴社へ連絡します。連絡しなかった場合、貴社が知った最終の住所（通信先）宛に発信した通知は、私に到達したものとみなされても差し支えありません。
15. 私は、外貨建保険かつ円換算払込特約が付加されていない契約に対してこの申込みを行った場合には、保険料払込方法の変更と同時に普通保険約款および特約条項が契約内容となることに同意のうえ円換算払込特約を付加することに同意します。
16. 外貨建保険に対してこの申込みを行った場合には、貴社が約款で定めるレートで保険料を円換算したうえで指定カード発行会社より貴社に払込むことに同意し、異議を申し立てません。